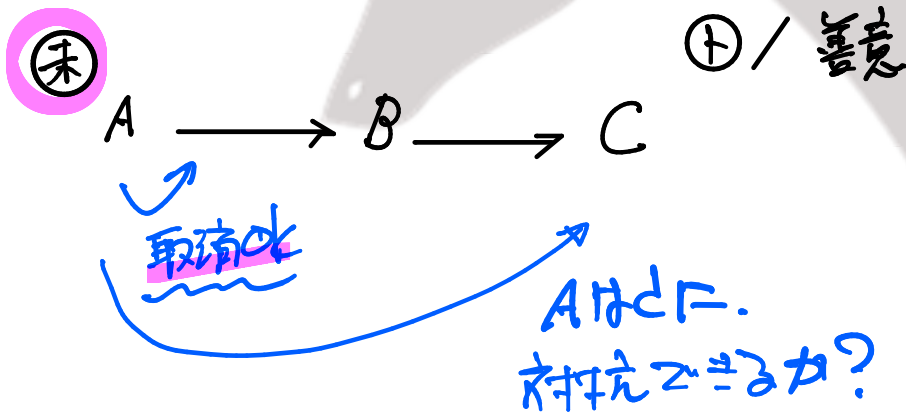


未成年者 宅建 H01-03-2 <<#644>>

【問】 正誤をつけよ。

A所有の土地が、AからB、BからCへと売り渡され、移転登記も完了している。Aは、Bに土地を売ったとき未成年者で、かつ、法定代理人の同意を得ていなかったため、その売買契約を取り消した場合、そのことを善意のCに対し対抗することができない。



【答え】 誤り

《ポイント》 未成年者の法律行為 【★基礎必須】

- 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。（民法 5 条 1 項本文、2 項）

⇒ 制限行為能力による取消しの場合、何人にも対抗できる
(善意の第三者にも対抗できる)

